

厚生労働省発職 0327 第 1 号

令和 7 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案） 【予算成立後施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

- 一 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正
 - 二 特定求職者雇用開発助成金制度の改正
 - 三 トライアル雇用助成金制度の改正
 - 四 両立支援等助成金制度の改正
 - 五 人材確保等支援助成金制度の改正
 - 六 キャリアアップ助成金制度の改正
 - 七 人材開発支援助成金制度の改正
- 1 人材育成支援コース助成金、人への投資促進コース助成金及び事業展開等リスクリング支援コース助成金について、賃金助成額（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した場合又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した場合（2において「その雇用する労働者

に係る賃金を増額した場合」という。）の賃金助成額を含む。）を引き上げること。

2 人材育成支援コース助成金の改正

(一) 人材育成訓練

有期契約労働者等に対して人材育成訓練を受けさせる場合の経費助成率（その雇用する労働者に係る賃金を増額した場合の経費助成率を含む。）を引き上げるとともに、人材育成訓練を修了した有期契約労働者等について、その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置、その雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置又は有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置のうちいずれかの措置を講じた場合における経費助成率を廃止すること。

(二) 有期実習型訓練

- (1) 経費助成率を引き上げること。
- (2) 支給要件に次の要件を追加すること。

イ 有期実習型訓練を修了した対象職業能力形成促進者（有期実習型訓練を受けることが望ま

しいと認められる者をいう。)について、その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員若しくは無期契約労働者への転換措置又はその雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換措置のうちいずれかの措置を講じる事業主であること。

ロ 有期実習型訓練を修了した紹介予定派遣に係る派遣労働者について、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員又は無期契約労働者としての雇入れ措置のうちいずれかの措置を講じる場合に限ることとする。

八 二千二十八年技能五輪国際大会に係る法人に対する経費補助の創設

二千二十八年技能五輪国際大会の開催及び準備を目的とする法人に対して、その業務に要する経費の補助を行うこととする。

九 通年雇用助成金制度の改正

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

第三 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第一の四の２にあつては、令和七年十月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。